

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充
2	要望の内容	<p>国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム））等の用に供する土地等を譲渡した者が、一定の手続により5,000万円まで特別控除の適用が受けられる「特掲事業」（※）に加える。</p> <p>※ 「特掲事業」とは、租税特別措置法施行規則（昭和33年大令第15号）第14条第5項第3号に掲げる事業で、資産の買取りをする者の当該資産が同号に掲げる事業に必要なものとして使用することができる資産に該当する旨を証する書類を添附することにより、当該資産の譲渡に係る譲渡所得について、5,000万円までの特別控除の適用が受けられるものをいう。</p>
3	担当部局	障害保健福祉部
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）では、障害者の就労支援の強化や地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指している。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p>

			<p>施策中目標 1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 障害者の地域生活への移行を促進させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成17年度入所者数約14.6万人のうち、平成23年度までに2.1万人以上を地域生活へ移行させることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備することで、障害者の地域生活への移行が促進される。</p>
		8 有効性等	<p>① 適用数等 300～500の事業所が適用される見込みである。 ※社会福祉施設調査により新規に施設を必要とする障害福祉サービスの1年間の事業所増加数を推計</p> <p>② 減収額 4,210百万円</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇～〇〇) —</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇～〇〇) —</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 地域生活への移行のための基盤整備が不十分となる可能性があり、障害者の地域生活への移行が進まないおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本措置により、障害者の地域生活を支える場が整備され、障害者の地域生活への移行が進む。なお、公費による給付費の負担が減少すると見込まれる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置による税制上のインセンティブを与えることにより、これらの施設用地の確保が容易となり、サービス提供体制の整備が図られるとともに、(特に遊休の)民間資産の有効活用につながることを期待でき、これによりサービス提供体制の整備が図られ、障害者の地域移行が進むと考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置である社会福祉施設等施設整備費(※)と相まって障害者の地域生活の場の整備を行う。</p> <p>※障害者の就労支援や地域移行支援の充実を図るため、就労移行支援、生活介護、自立訓練等の日中活動の場やグループホームなどの整備を計画的に促進するための補助【予算額100億円(平成22年度)】</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地域生活への移行が進むことで、地方公共団体の給付費負担が減少すると見込まれる。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—